平成23年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会 議 録

日 時:平成24年1月23日(月)

午後1時30分~午後2時35分

場 所:大阪市中央区大手前2丁目1番2号

國民會館住友生命ビル12階 大ホール

議題

【報告案件】

大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮小)

大阪府国土利用計画(第四次)におけるPDCAの実施について

平成23年度 第1回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏 名	職名	出欠	備考
1		井 川 勝 巳	大阪府農業会議会長	出	
2		古 川 光 和	大阪府森林組合代表理事組合長	出	
3		槇 村 久 子	京都女子大学教授	出	
4		大 川 雅 子	大阪商工会議所女性会副会長	欠	
5		前 迫 ゆり	大阪産業大学教授		
6	学識経験の	多々納裕一	京都大学教授		
7	ある者	児島 亜紀子	大阪府立大学教授	欠	
8		西村多嘉子	大阪商業大学教授	出	会議録署名委員
9		小 林 潔 司	京都大学教授	出	会長
10		下湯北照幸	社団法人大阪府宅地建物取引業協会専務理事	出	
11		松村暢彦	大阪大学准教授	欠	
12		音 田 昌 子	ジャーナリスト	出	
13		永 藤 英 機	大阪府議会議員(維新)	田	会議録署名委員
14		うるま譲司	大阪府議会議員(維新)	出	
15		阿 部 賞 久	大阪府議会議員(維新)		
16	府議会議員	橋本和昌	大阪府議会議員(維新)	出	
17	府 巌 宏 巌 貝	垣見大志朗	大阪府議会議員(公明)	出	
18		山 下 浩 昭	大阪府議会議員(公明)	出	
19		岡下昌平	大阪府議会議員(自民)	出	
20		中 川 隆 弘	大阪府議会議員(民主)	出	
21	市町村長を 代表する者	向 井 通 彦	大阪府市長会会長	出	
22	市町村長を 代表する者	中 和博	大阪府町村長会会長	欠	
23	大阪市長	橋下徹	大阪市長	欠	

[※] 委員23名中17名出席

平成23年度 第1回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名		氏	名		出欠	備考
1	都市整備部長	村	上		毅	出	
2	総合計画課長	柴!	﨑	啓	<u></u>	出	
3	総合計画課参事(土地利用調整担当)	山:	城	徹	也	出	
4	市街地整備課長	磯	崎	弘	治	出	
5	住宅まちづくり部理事	竹	内	廣	行	出	
6	居住企画課長	越	智	正	_	*	臨時幹事:居住企画課長補佐 三崎 信顕
7	建築指導室審査指導課長	林		寿	=	出	
8	企画室課長(事業調整担当)	遠	藤	孝	司	*	臨時幹事:企画室課長補佐 日野出 俊夫
9	みどり・都市環境室みどり推進課長	勝	又		章	出	
10	農政室整備課長	長	谷川	博	文	出	
11	事業管理室総合調整G課長補佐	浅	井	敏	彦	出	臨時幹事
12	交通道路室道路整備課計画G主査	尾	本		啓	出	臨時幹事
13	河川室河川整備課計画G主査	杣	田	博	文	出	臨時幹事
14	公園課長	漆;	畑	良	隆	欠	臨時幹事
15	住宅まちづくり総務課企画G主査	遠	藤	洋	_	出	臨時幹事
16	商工労働総務課企画G主査	藤	岡	敏	弘	出	臨時幹事
17	環境農林水産総務課企画G主査	足	立.	崇	博	出	臨時幹事

[※] 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1	開会1
2	署名委員の指名3
3	報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮小)」説明 4
4	報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮小)」質疑
5	報告案件「大阪府国土利用計画 (第四次)におけるPDCAの実施について」 説明8
6	報告案件「大阪府国土利用計画 (第四次)におけるPDCAの実施について」 質疑14

平成23年度第1回大阪府国土利用計画審議会会議録

1 開 会

午後1時30分開会

【司会】 お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただ今から、平成23年度第1回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、総合計画課山本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていた だきたいと思います。資料は10点でございます。

- 1点目は、配付資料一覧及び委員配席表、両面刷りでございます。
- 2点目は、大阪府国土利用計画審議会条例及び規則でございます。
- 3点目は、議題及び委員・幹事名簿でございます。
- 4点目は、資料1「平成23年度第1回大阪府国土利用計画審議会 議案書」 でございます。
- 5点目は、資料2「大阪府土地利用基本計画の変更について 説明資料」で ございます。
- 6点目は、資料3「五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」でございます。
 - 7点目は、資料4「大阪府国土利用計画(第四次) 概要版」でございます。
 - 8点目は、資料5「大阪府国土利用計画(第四次)PDCA実施フロー図」でございます。
 - 9点目は、資料6「各土地利用区分の定義と把握方法」でございます。
 - 10点目は、資料7「検討シート」、以上でございます。

なお、議案説明時のパワーポイントの表示画面を議案ごとにまとめた補助資料もお手元に配付しております。資料の漏れはございませんでしょうか。

次に、本日は、委員数23名うち17名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことを報告申し上げます。なお、本審議会は公開で行います。よろしくお願いいたします。それでは、審議会の開会にあたりまして、

村上都市整備部長からご挨拶を申し上げます。

【都市整備部長】(村上毅君) 都市整備部長の村上でございます。平成23年度第1回大阪府国土利用計画審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席を賜りますとと もに、日頃より、大阪府の都市整備行政の推進に、ご指導・ご協力いただき、 厚く御礼申し上げます。

本日は、報告案件といたしまして、森林地域の変更による大阪府土地利用基本計画の変更と、大阪府国土利用計画(第四次)の検証についての2点がございます。

昨年度、国土審からの答申をいただき、府議会の議決を経た後、平成22年10 月に策定いたしました大阪府国土利用計画(第四次)は、土地利用の観点から 大阪の将来像を描き、これを実現するための指標として土地利用区分ごとのあ るべき面積目標を定めたもので、各個別施策を展開する際の指針となる計画で ございます。

第四次計画では、ここで掲げました将来像を実現する仕組みとして、定期的に検証することが重要であると考えて、PDCAサイクルによる、点検・検証・改善を実施することとしております。現在、国土利用計画のPDCAの実施、国土審でご審議いただくことは、全国的にもあまり例がないことと聞いております。大阪府でも今回が初めてでございます。今回の国土審でご議論いただき、そのご意見を踏まえ、今後も随時見直しを行いながら実施し、第四次計画に掲げる将来像の実現に向けてつなげていきたいと考えております。

それでは、簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、 どうぞよろしくお願いします。

【司会】 続きまして、前回の審議会開催以降、当審議会委員にご就任されました方がいらっしゃいますので、新委員の皆様をご紹介いたします。まず、 槇村委員でございます。

【槇村委員】 槇村でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 西村委員でございます。

【西村委員】 西村でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 下湯北委員でございます。

【下湯北委員】 下湯北です。どうぞよろしくお願いします。

【司会】 続きまして、府議会委員の永藤委員でございます。

【永藤委員】 永藤です。よろしくお願いします。

【司会】 うるま委員でございます。

【うるま委員】 うるまです。よろしくお願いします。

【司会】 阿部委員でございます。

【阿部委員】 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 橋本委員でございます。

【橋本委員】 橋本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 垣見委員でございます。

【垣見委員】 垣見です。よろしくお願いします。

【司会】 山下委員でございます。

【山下委員】 山下です。よろしくお願いいたします。

【司会】 岡下委員でございます。

【岡下委員】 岡下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 中川委員でございます。

【中川委員】 中川です。よろしくお願いします。

【司会】 ご紹介は以上でございます。それでは、小林会長に議事進行をお願いしたいと思います。小林会長、よろしくお願いします。

2 署名委員の指名

【会長】(小林潔司君) 本審議会の会長を務めております、小林でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様方におかれましては、本日は、お忙しいところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。初めに、議事に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきたいと思います。会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、まことに僭越ではございますが、私からお

二人の委員の方にお願いしたいと思います。まず、学識経験者の委員からは西村委員に、また、府議会議員の委員からは永藤委員にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

3 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について (森林地域の縮小)」 説明

【会長】(小林潔司君) それでは、ただ今から、議事に入ります。今回は、「大阪府土地利用基本計画の変更」にかかる森林地域の変更案件ですが、これは昨年度の国土審で審議の取扱いについてご審議いただき、報告案件とすることに決定しております。本日は、その森林地域の変更についての報告でございます。報告の内容について、幹事に説明させます。

【幹事】(山城徹也君) 総合計画課参事の山城でございます。よろしくお願いいたします。先ほど、小林会長からお話がありましたとおり、これまで、森林地域の変更については、林地開発の完了後、後追いで承認することになっておりましたが、あらかじめ森林審議会などにおいて妥当と判断されたものであることから、前年度の第2回国土利用計画審議会で、今後は報告案件として取り扱うことと決定されたところでございます。

案件の説明に入ります前に、今年度より新しく委員になられた方もおられますことから、まず「大阪府土地利用基本計画」の概要について、ご説明いたします。

土地利用基本計画は、国土利用計画を基本とし、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域を定め、それぞれの地域の個別規制法である、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法によります、土地利用の調整を図るために定めるものでございます。

それでは、5地域の指定の考え方について簡単にご説明いたします。

まず、「都市地域」とは、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域であり、具体的には、都市計画法による都市計画区域とし

ております。

次に、「農業地域」とは、農用地として利用する土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、具体的には、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域としております。

次に、「森林地域」とは、森林として利用すべき土地があり、林業の振興、または、森林の有する災害防止、水源涵養などといった諸機能の維持・増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、森林法に規定する国有林の区域及び地域森林計画の対象となる民有林の区域としております。

次に、「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地であり、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域でございます。具体的には、自然公園法の国定公園、府立自然公園としております。

最後に、「自然保全地域」でございますが、これは、良好な自然環境を形成している地域であり、その自然環境の保全を図る必要がある地域でございます。 具体的には、大阪府自然環境保全条例に基づく、自然環境保全地域としております。

現在それぞれの指定状況は、都市地域が概ね18万9,600へクタールであるほか、それぞれ画面のとおりとなっております。また、府域のほぼ全域を占める都市地域には、農業地域・森林地域など他の地域が、重なって指定されております。そのため、本基本計画では、5地域が重複する場合の土地利用の調整に関する方針も併せて示しております。その中にありますように、例えば、都市地域である市街化調整区域と農用地である農業地域が重複する場合は、農地としての利用を優先することとしております。このように、2地域が重複している地域におきましては、調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域におきましては、調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向などを考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図ることとしております。その具体的な内容は、資料3「五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」に記載しておりますので、ご参照ください。本審議会におきましては、これら5地域の重複に対する調整方針との整合性や、今後の土地利用の方向性などについて、ご意見をいただきたいと考えております。以上が土地利用基本計画についての説明でございます。

それでは、報告案件1「大阪府土地利用基本計画の変更」の内容をご説明いたします。今回は「森林地域の変更」3件についての報告です。

まず、森林法に基づく林地開発許可により、森林地域が縮小する1件について、ご報告いたします。議案書の4ページ、説明資料6ページ、整理番号3をご覧ください。

堺市南区豊田地区におきましては、平成18年8月に林地開発の許可を受けて、平成23年4月に現地工事完了後、翌5月に完了を確認しております。この地区は、観光農園などの造成と各農園への接続道路の整備に伴い、森林地域を約4~クタール縮小するものです。林地開発許可にあたりましては、森林法に基づき、次の4つの基準で審査を行っております。土砂流出などの災害を防ぐ機能、水害を防ぐ機能、水量・水質の確保の機能、環境保全の機能の4つで、これらの基準を満たしている場合は許可しなければならない、とされております。本件につきましては、具体的には、災害を防ぐ機能として、法面の安定が確保された造成計画であること、種子吹付による法面保護、また、水害を防ぐ機能として、調整池の設置、水量・水質を確保する機能として、沈砂地の設置、環境を保全する機能として、基準を上回る森林率の確保及び残置森林の配置などが講じられ、林地開発基準を満たす計画となっているため、適正であると判断され、許可されております。また、施工後、完了確認が行われ、森林審議会で森林地域の減少について妥当との答申がなされております。

次に、協議調整により、森林地域の変更を行う2地区について報告いたします。国や地方公共団体が行う事業や、土地区画整理事業などについては、林地開発許可制度の趣旨に即して適切に実施するため、林地開発許可に替えて事業主体が知事と協議調整を行うこととされております。今回、森林地域の変更を行う2地区は、大阪府が実施する公共事業と土地区画整理組合が実施する土地区画整理事業で、林地開発基準を満たす防災や環境を保全する機能確保の措置が講じられる計画となっていることを確認した上で、森林法を所轄する知事が同意したものです。施工後、完了確認が行われ、許可の場合と同様、森林審議会で森林の地域の減少についても妥当と判断されたものです。

では、議案書の2ページ、説明資料4ページ、整理番号1をご覧ください。 茨木市安威地区ほかにおいては、安威川ダム建設に伴う府道茨木亀岡線の付替

えにより、森林地域を約15へクタール縮小するものです。これは、ダム事業により水没する府道茨木亀岡線をダム及びダム湖予定地を迂回する位置に付替府道として計画した、斜面・法面整備を含む府道整備事業です。なお、工事については平成23年9月に完了し、同月に完了確認をしております。

議案書の3ページ、説明資料5ページ、整理番号2をご覧ください。寝屋川市寝屋南地区においては、良好な住環境の形成と大規模複合商業施設を配したまちづくりを目的とした土地区画整理事業の実施に伴い、森林地域を3ペクタール縮小するものです。これは、第二京阪道路の完成に伴い、無秩序な開発が想定されるため、本事業において第二京阪道路寝屋川北ICからの直近アクセス道路である都市計画道路寝屋線、区画道路及び公園などを整備することにより、健全な市街地の形成を図り、第二京阪道路を利用した魅力ある都市拠点を形成することを目的に、実施された事業です。なお、工事については平成23年2月に完了し、同月に完了を確認しております。

これらの変更により、大阪府土地利用基本計画の5地域のうち、森林地域の面積を変更いたします。説明資料の1ページの総括表にありますように、森林地域は、5万6,254ヘクタールから22ヘクタール減少し、5万6,232ヘクタールとなります。説明は以上でございます。

4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について (森林地域の縮小)」 質疑

【会長】(小林潔司君) ただ今の説明につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(小林潔司君) 意見がないようですので、本日報告いたしました 事案については直ちに必要な手続きを進めさせます。

5 報告案件「大阪府国土利用計画(第四次)におけるPDCAの実施について」 説明

【会長】(小林潔司君) それでは、「大阪府国土利用計画(第四次)」におけるPDCAの実施について報告させていただきたいと思います。「大阪府国土利用計画(第四次)」は、平成20年より第三次計画を改定するご審議を重ね、昨年度10月に本国土審からの答申を踏まえ、議会の議決を経て、決定したものです。PDCAの実施は、第四次計画に「毎年実施する土地利用区分別面積調査に基づいて、土地利用区分ごとの面積の推移を把握した上で、国土利用計画審議会への報告を行い、審議会からの意見を受け、施策の見直しを検討する」と記載しております。これに基づき、今回はPDCAサイクルに沿った施策の推進をすべく、初めての試みとして報告がございます。報告事案の内容について幹事に説明させます。

【幹事】(山城徹也君) それでは、報告案件2「大阪府国土利用計画(第四次)のPDCAの実施について」、前の画面を使いながらご説明いたします。

まず、案件の説明に入ります前に「大阪府国土利用計画(第四次)」の概要 についてご説明いたします。お手元の資料4がその概要版です。

「大阪府国土利用計画(第四次)」は、平成20年から2年にわたり本審議会でご議論いただき、平成22年5月に答申を受け、議会の議決を経た上で、同年10月に策定しております。

その構成といたしましては、序章にあたります「大阪府国土利用計画(第四次)の策定にあたって」から始まり、3章立てとなっております。

第1章の「土地の利用に関する基本構想」では、大阪府の土地利用の基本理念を「大阪の特性・魅力を活かした土地利用」、「人と自然が共生する土地利用」、「多面的な価値を活かした土地利用」とし、土地利用の将来像を「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで美しい大阪」、「安全・安心な大阪」として、それぞれの将来像について土地利用の基本方針を示しております。

第2章の「土地の利用目的に応じた区分ごとの目標」では、これからの人口減少や高齢化の進展を踏まえ、土地利用区分ごとの規模の目標を定め、今後10年間での土地利用区分別の面積増減を示しております。各土地利用区分の面積

目標につきましては、前の画面にお示ししているとおりです。

第3章の「目標を達成するために必要な施策の概要」では、土地利用の将来像の実現に向けた施策の推進を掲げ、施策例を示しております。また、土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善を行うものとして新たにPDCAサイクルにより、施策の推進を図るものとしております。以上が「大阪府国土利用計画(第四次)」の概要です。

それでは、PDCAの実施方法についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

まず、大阪府国土利用計画概要の策定、これがPDCAのPに当たります。各担当部局による施策の実行、これがPDCAのDです。そして、事務局が関係部局からのデータ提供を受けながら土地利用区分ごとの面積値などの収集・整理とデータ分析まで行い、それをまとめたものが後ほど説明いたします資料7です。また、その結果を本審議会に報告いたします。そして、本審議会からご意見をいただくここまでのフローがPDCAのCに当たります。いただいたご意見を受け、意見の整理を行い、施策の見直し検討の必要性を判断、既存施設の拡充や、新たな施策展開の可能性を探る、これがPDCAのAとなります。本審議会の委員の皆様方にはPDCAのC、Checkの役割を担っていただき、土地利用に関する府の施策について意見や提案などをいただきたいと考えております。

なお、PDCAの結果については、本審議会での審議と同様、大阪府ホームページなどで公表していきます。このフローを繰り返すことでPDCAを実施していきたいと考えております。今回は、まずこのPDCAサイクルの実施方法について、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】(小林潔司君) それでは、ただ今の説明につきましてご意見、ご 質問をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(小林潔司君) 私から一言補足をさせていただきたいと思います。 今、国土利用計画の実質化ということを、いろいろと問われています。

絵に描いた餅で終わらないように、きちんとこの計画を動かしていきたいということで、今般、PDCAサイクルを導入しました。特に、国土審では国土利用計画のPDCAサイクルにおけるC(チェック)の機能を担っていきたい、チェッ

クの場をきちんとつくっていきたいというのが趣旨です。

国土利用計画は、いろいろな部局がこの実施に関与しております。部門別計画を横串で並べて議論する場がないので、国土審がまさにその役割を果たすべきであると考えています。そこで、担当部局におかれましては、当事者意識を持って望んでいただきたいというのが、私からのお願いです。場合によっては、質問が直接、事務局ではなく、担当部局に行くかもしれません。その場合はよろしくお願いいたします。

それでは、続けてPDCAのサイクルに沿ったチェックの内容について幹事の方から説明していただきます。よろしくお願いします。

【幹事】(山城徹也君) 今回がPDCA検討の1回目であり、不十分なところもあるかと思いますが、試みに検討シートを作成いたしました。それが資料7でございます。これは、土地利用区分ごとに面積推移のデータをグラフ化するなどし、それらの推移について原因分析を検討して記載した検討シートです。なお、これらの土地利用区分別面積を調査するにあたり使用しました土地利用区分の定義と把握方法については、資料6のとおりです。

それでは、まず資料7の検討シートの見方について説明いたします。

- 一例として3ページ目にあります農地で説明いたします。まず、「(1)面積目標の考え方」ですが、これは「大阪府国土利用計画(第四次)」に掲載している目標数値をそのまま掲載しております。目標設定の欄につきましては、国土利用計画に記載のある内容を要約して記入しております。また、データ推移の目標方向は、平成32年の目標値に対してより望ましい方向について矢印で明記しております。農地であれば、できるだけ減らさない方向での目標設定となっておりますので、データ推移の目標方法はグラフより上向きとしております。
- 「(2)面積推移の把握」ですが、①には各都市の将来目標値もしくは将来の目安となる面積数値を記載しています。これは、平成32年度の目標値に向けて積み上げで算出したものがそれぞれの年の目標値、トレンドを考慮して算出したものは直線近似で算出した各年の目標値を記載しております。農地では、平成32年度目標値を平成9年から平成19年のトレンドの減少量約2,000~クタールの半分にとどめる1,000~クタール減とすることとしていますので、これ

を直線近似で各年の目標値を算出しております。

- ②の実績値は、毎年実施しております土地利用区分別面積調査に基づき公表 されている各年の面積を記載しております。
- ③の増減は、②の実績値から平成19年の目標値を引き算したものです。例えば、農地の場合、平成21年の値は、平成21年の実績値14,054ヘクタールから平成19年の目標値14,357ヘクタールを引き算した、マイナス303ヘクタールが算出された値となります。
- ④目標到達度は、③前年度からの増減を平成19年から平成32年度の面積増減で割った値を記載しております。農地の平成21年の値は、平成21年の増減値(マイナス303へクタール)÷面積増減(マイナス1,000へクタール)で30.3パーセントの目標到達度となります。表の下に記載のグラフは、①の目標・目安と②の実績値を各々の年にグラフとしたものです。
- 「(3)原因分析欄」には、各年の目標値に対し実績との乖離があるものについては、その原因を探り分析結果を記載するようにしております。
- 「(4) 現在行っている施策の状況」では、現在、府で実施している施策についてその内容とその効果を記載しております。
- 「(5) 今後の取組方針並びに個別計画への反映検討等」は、目標値と乖離の原因分析をした上で、現時点で実施中である施策による対応だけでは不十分だと思われる場合、計画の見直しも含め再度議論すべき内容や必要と思われる新たな施策を記載することとしております。検討シートの見方については以上でございます。

では次に、土地利用区分ごとに検討シートの内容をご説明いたします。まず 初めに、先ほど例として説明しました農地面積ですが、すでに平成32年度の目 標値に対しまして平成21年度には30パーセント以上の値まで到達しております。 そこで農地を、市街化調整区域内農地、市街化区域内農地、さらにそれを生産 緑地、宅地化農地に分け、各々の面積推移と平成21年の農地の目的別転用率を 調査しました。これを記載しましたのが4ページから8ページになります。

この結果によりますと、市街化区域内農地では住宅地への転用が一番多くなっております。市街化調整区域内の農地では、土地利用規制が厳しいため住宅地への転用が少なく資材置き場などへの土地利用が多いと推測されます。

現在、農地法に基づく農地転用許可制度の厳格な運用などを通じた転用の抑制を始め、農空間保全地域制度に基づく遊休農地の再生・活用、企業・都市住民などの新たな担い手の確保育成、地域の安定的な営農を支える営農環境への整備などに努めているところです。また、生産緑地の積極的な指定を進めており、今後もこれらの取組を推進し、府内農地の保全・活用を進めていこうと考えています。

次に森林面積ですが、当初予定していた森林の減少面積以上に減少しております。しかしながら、今後予定されている平成32年までに完了予定の林地開発はほぼ把握できていることから、今後は、予定している大規模開発以外の事業による大幅な減少は少ないと考えております。なお、平成21年の林地開発行為別の面積割合について調査した結果、民間開発は約3割であり、残りは公共事業となっております。また、平成8年以降の林地開発件数を調査したところ、民間開発件数はこの間で最も多かった平成10年時点に比べ約3分の1まで減少していることからも、今後大規模な民間開発は現れないものと思われます。よって、今後は目標値と大きく乖離はしないものと考えております。

次に、河川・水面・水路面積につきましては、次の道路面積と同様その大半が予算の決められた公共工事で施工されるものであり、面積の増加が即、治水効果の発現や渋滞緩和などにつながるものではないことからデータ推移の目標方向は「一」と記載しております。また、①から④も「目標」という表現ではなく「目安」と記載し、面積増減が達成できればそれで良いという指標ではないことを示しております。河川・水面・水路面積の推移は、ダム予定値と水面のトレンドの2分の1減を想定しておりほぼ想定どおりとなっております。

また、道路面積の推移に関しては、現時点ではトレンドのほぼ2分の1の予測に対しまして、ほぼ想定どおりの推移となっております。

都市公園面積は、公共事業での施工が多いものの、それ以外の住宅地などの 民間開発による整備がなされることも多いことからトレンド並みの増加を想定 しております。また、データ推移の目標方向としては、「みどりの大阪推進計 画」を進める観点から緑地を増やす方向として、都市公園面積も増加する目標 設定としております。現時点では、ほぼ想定どおりの面積推移となっておりま す。 住宅地面積については、今後の人口減少社会を踏まえ必要以上に住宅地開発を行わない方向としていますが、世帯数が人口減少のペースほど減少していないことから、面積目標についてはトレンドの半分増で抑える目標値としています。しかしながら、現時点ではトレンドと同じペースで住宅地面積が増加してきており、当初の目標としている面積推移を上回って増加しております。

大阪府では、市街化調整区域における新たな住宅地開発は抑制することとしておりますが、宅地化された農地はそのほとんどが市街化区域内であったことから今後、生産緑地の減少を抑えることや宅地化農地から生産緑地への追加指定など、より効果的な施策の導入を検討する必要があると考えております。

工業用地面積につきましては近年非常に速いスピードで減少しており、このままでは府の経済成長が鈍化することから、これ以上の工業の衰退を食い止め、ベイエリアなどでの誘致を図り、工業用地の増加を見込んでおります。将来予測としましては、トレンド減少の2分の1を見込んでいますので、誘致が実現するまでは減少する方向で、誘致が実現すれば上向きになる段階的なグラフとなるはずですが、誘致の時期が確定しているわけではないため、トレンド減少2分の1と誘致予定面積を合わせた面積を各年に割り振った将来予測グラフとしています。全体としてデータ推移の目標方向は増加を示す上向きです。しかしながら、現時点では未だ減少を続けており、景気動向に左右される現状が見て取れます。現在、大阪府として産業誘致活動を続けており、今後もより積極的な誘致活動と住工混在地を作らない都市政策を図る必要があると考えております。

次に、商業・業務等施設用地面積については、その多くが商業施設用地面積であると思われるものの、全宅地面積から住宅地面積及び工業用地面積を差し引いたものであるため、正確な用途がつかめない状況にあります。したがって、データ推移の目標方向につきましても「一」と記載しております。大規模小売店舗の売り場面積の増加から商業用地が増加しているものと思われますが、先ほどの理由により商業用地のみの増加が要因ではないと考えられ、非常に評価しにくい指標であると考えております。

その他用地面積については、ここに含まれる代表的なものとして、空港、港 湾その他運輸施設用地、公共施設用地、低未利用地が挙げられますが、その算 出方法は、府域の全面積から、農地面積から商業・業務等施設用地に至るすべての用地面積を差し引いて算出された面積を「その他用地面積」としていることから、評価すべき指標ではないものと考えております。土地利用区分ごとの実績の推移やデータの分析結果の説明については以上でございます。

6 報告案件「大阪府国土利用計画(第四次)におけるPDCAの実施について」 質疑

【会長】(小林潔司君) それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見、 ご質問をいただきたいと思います。

【橋本委員】 1つお尋ねしたいと思います。農地は保全する方針、できるだけ保全するということを目標設定に書いていただいております。先ほども営農環境の整備について鋭意進めているということもおっしゃっていましたが、非常に減少幅が大きいですね。平成9年から平成32年までに、18.5パーセントぐらい大阪で農地が減っていくという中で、大阪では営農環境がまったく整備されていないということではないかと思います。

これは大阪府議会でも、少し質問はさせていただいたことがあるのですが、 もっと営農環境を整備するのであれば整備するなりの具体的な施策を出すべき じゃないかと思います。それについては、どういうお考えでされておられるの でしょうか。目標設定についてはできるだけ減らさないとか、保全するとか、 言葉では書いておられるのですが、具体的にはどうなのかということをお聞か せいただきたいと思います。

【会長】(小林潔司君) 事務局、いかがですか。

【幹事】(山城徹也君) 大阪府として農地を守る方策については、現在、ブランド化による需要拡大や直売所整備による供給体制を整えることなど、新たな担い手の確保を行っているということと、もう1つは、農地法に基づく優良農地の確保をはじめ、条例に基づく農空間保全地域制度による地域の安定的な営農を支えるため、きめ細かな営農環境の整備や、遊休農地の再生・活用の推進、あるいは企業や都市住民など、先ほども説明しました農外からの新たな

担い手の確保など。こういったことを行いながら、農地の保全、活用に努めているところでございます。

【橋本委員】 私の家では、まだ少し農業をしておりまして、35 アールぐらいの農作を兼業でしていますが、今おっしゃったことは正直なところ聞いたことがありません。どういう営農環境を整えているかというのは本当に聞いたことがないですし、そういうことを資料としていただいたこともないというのが正直なところです。本当にこれから大阪府としてきちっとやっていくのであれば、農業の方に、そのあたりについてもきめ細かく説明をしていただいた上で行っていただきたいということを1つ意見として申し上げておきます。

森林の減少について、1つ質問させていただきます。数字上では森林の減少にストップがかかっているかのようですが、これについては恐らく国定公園の関係法令が非常に厳しくなったということが1つの原因だと思っております。開発したいと思っている民間企業は恐らくたくさんあるのではないかと思います。私がお聞きする中でもあります。

私の地元は四條畷市ですけれども、半分ぐらいが森林で市域の40パーセントぐらいが国定公園になっております。大阪府知事の許可がなければ森林については何も触れられないというような状況の市域出身でございます。国定公園の関係法令が非常に厳しくなったので、開発されなくなったということについてはもう少し、何か施策として考えていく必要があるのではないかと思います。当然、森林の保全というのも大事かもしれませんが、そのあたりについてはご審議、ご協議の中に入れていただきたいと思っております。これも意見として申し上げたいと思います。以上です。

【会長】(小林潔司君) ありがとうございます。事務局あるいはご担当課からお答えになられるところはありますか。よろしいですか。

【幹事】(勝又章君) みどり推進課長の勝又と申します。よろしくお願いします。私どもでは、平成21年に「みどりの大阪推進計画」を策定いたしました。この中で、森林など、緑を増やすということで、府域の緑の面積を約4割以上確保するという目標を立てたところでございます。この基盤として森林があるということで、森林の保全の必要性というなかで、先ほど委員がおっしゃったような自然公園法の運用をしているということでございます。

また、自然公園法の許認可に際しては、昭和50年に国の審査指針が定められまして、その運用基準に従って現在も行っているという状況でございます。

一方で、森林が減っているというのも事実でございまして、これは森林法に基づく林地開発許可制度につきましては、保安林以外の地域森林計画対象民有林における開発などに対しては、防災措置などの要件を満たせば許可をしなければならないとされております。

私どもとしましては、緑を確保するため、平成8年に、国定公園を拡充して約4,800~クタール、泉南地域で拡大いたしました。また、平成22年に府立自然公園条例を定めまして、同年に北摂及び平成23年に阪南・岬において、それぞれ約2,600~クタール、947~クタールを指定しております。自然公園としましては、計約1万9,000~クタールを指定しております。ちょっと答えになりませんが、以上でございます。

【会長】(小林潔司君) それでは、よろしいですか。

【幹事】(長谷川博文君) 農政室整備課長の長谷川でございます。要望といいますか、ご意見として伺ったのですが、大阪府の農業に関しましては、先ほど事務局からもお話がございましたように、ブランド化につきましては「大阪もん」ということで、大阪で生産されました農産物や加工品というものも、「大阪もん」ということで、ブランド化を目指して頑張っているところでございます。

それから、農空間保全地域という農地のエリアを設けました。これにつきましては、農用地でありますとか、あるいは調整区域でありましても一定の集団農地というものにつきましては、農空間保全地域ということで残すべき農地ということで指定をしております。その中で重点的に施策を打っていこうという姿勢でございまして、例えば、農道でありますとか、水路でありますとか、融資でありますとか、こういうものをやっていこうということで頑張っております。委員から指摘がございましたように少しPR不足という部分がありましたら、そのあたりはもっと積極的に進めてまいりたいと思います。

【会長】(小林潔司君) では、西村委員。

【西村委員】 西村です。スライド番号27の工業用地面積の件についてお伺いします。スライド番号26、28のグラフでは、目標・目安をジグザグに何とか

最後で合わせるような形にはなっていますが、今後の工業というものが、税収 あるいは雇用などの問題で、府政そのものにものすごく大きな問題、根幹に関 わってくると思います。成熟社会における大阪の都市づくりのあり方というも のが決定されて以来、この工業用地面積がこんなに実態とかけ離れていくとい うあたりは、ここで審議する内容ではないとは思いますが、十分に視野に入れ ておかなければいけないということを改めて感じました。お伺いするつもりは ありませんが、もし何かお答えいただけることがございましたら、お願いしま す。意見というより感想です。以上です。

【幹事】(山城徹也君) ただ今、委員からご指摘がありましたように、工業面積を分析した結果、この2年間で、かなり減少しているということが今回初めて分かりました。先ほど私が説明いたしましたように、実際に誘致時期は分かっておりませんが、誘致が行われれば面積は若干上昇していくと考えております。現在、大阪府では、企業誘致のための補助金の制度など、色々と対策を講じているところでございますが、今後とも、庁内で極力連携を図りながら、工業面積の分析などを引き続き行っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【西村委員】 現状維持でも、まあ何とかということですけれども、都市計画では、工業用地は非常に実態が伴いにくいのはよく分かりますので、誘致などの施策の方で何とかできないものでしょうか。埋立ても進まないですものね。だから、大変大きな問題を抱えていることに、私自身は驚きました。

【下湯北委員】 宅建協会から来ています下湯北です。うちの団体は中小零細の団体でございまして、大規模開発にはあまり関係がなく、ここで意見を申し上げることはいかがなことかということでございます。

今の説明にありましたように、農地が減ったり工業用地が減ったりというのは、中小零細の会社が全部潰れて宅地に変わっているというのが現状です。ここで言いたいのは、私どもは小さい団体でございますので、先ほども意見がありましたように、大きな開発はたぶん無理だと思います。

調整区域の既存宅地についての見解が出て、今、市街化区域に囲まれた調整 区域があるのですよね。それは44年に都市計画法が改正されたときに、調整区 域にしますか?あなたはどうしますか?というように選ばされて、調整区域を 選んだところについては、ずっと調整区域のようです。当協会会員より、調整 区域の市街化区域への変更の要望はありますので、そういうところをもう一度 見直していただきたいという、宅建協会からのお願いでございます。

国土利用計画法は、高度成長期のときに無謀な開発を制限したものですが、 実際、このグラフを見てもずっと右肩下がりです。こんなことがあって良いの かなと思います。逆に高い値段を抑えるよりも低い値段を、これ以上値段を下 げたら駄目ですよというぐらいのレベルの考え方を、今はひっくり返した考え 方をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

【幹事】(山城徹也君) ただ今、委員からご意見をいただきましたが、都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の2つに分かれており、市街化を抑制するという地域を市街化調整区域としています。現在、指針の見直しの改定作業中でございますが、市街化調整区域における地区計画制度では、一定条件が整えば市街化調整区域内で開発ができることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】(小林潔司君) ありがとうございました。よろしいでしょうか?

【岡下委員】 皆様方、検討シートのグラフをご覧になってご議論していただいていると思います。ちょっと分かりづらいので教えていただきたいのですが、①「目標・目安」と書かれていますけれども、目標というのは、行政のほうから高く目標は持たなければいけませんが、目安となると正確でなければならないと思います。目標と目安というのは非常に分かりづらいのですが、これはどういうことでしょうか?分けることはできないのでしょうか。

【幹事】(柴崎啓二君) 総合計画課長の柴崎でございます。まず、目標というのは、土地利用として進むべき方向を数量で表していますので、そこを目指して頑張るというのが目標であると思っております。目安というのは、例えば、商業であれば、その土地利用の面積というよりは、床面積や売上を伸ばすというのが商業振興の本来の目標であると思っております。河川であれば、治水をしっかりと行うというのが目標であって、そのためにどのぐらいの土地が河川であるべきなのかということは、特段の目標ではありません。

ですから、トレンドも大きくずれていなければ、それは良いのではないかという意味で、そこを目指して頑張るということではないという意味で、目安と

いう形で説明しております。

【会長】(小林潔司君) 今後は、誰が見てもすぐに中身が分かるように考 えていきましょう。

【幹事】(柴崎啓二君) それから、先ほど委員の方からのお話で、価格を抑えるということについてですが、恐らくご見解がいろいろあるだろうと思います。バブル時期に相当大きく上がったときに、地価監視という形で抑制されましたけれども、その逆が、今回ご意見があったところかと思います。

それにつきましては、やはり急激に投機的な目的で上がったものについては抑えようという議論がバブル時期にはあったと思います。今回は、長期低下傾向にある地価を強制的に価格維持するということが、果たして良いのかどうかということについては、私どもとしてはあまり想定していなかったので、もし、そういった形で必要があるというのであれば、ご議論いただければと思います。

【会長】(小林潔司君) ありがとうございました。今年度は試行的に始めましたが、この試みにもいろいろと解決すべきところはあると思います。情報の出し方や今日の結果を踏まえて、どのように次のアクションにつなげていくか、事務局の方で検討しないといけないところもあろうかと思います。

それから、もう1つは、今年は平成24年ですが、今日の報告のデータは主として21年のものを使っておられます。もうすぐ22年度の結果が出てくるのでしょうか?そのことについて説明を受けると理解できるのですが、報告書を見ただけでは23年度のチェックを21年度のデータを用いて行うという点に違和感も出てまいります。国土審を開催する時点の話も調整すべきところはいろいろあろうかと思いますが、その辺も検討しながら改善してまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

【多々納委員】 この試みになって大変分かりやすくなったとは思います。

ただ1つ希望を申し上げますと、国土利用計画の中で、資料4の2章の目標 についての面積や施策はご説明いただいたのですが、実は、それを実現するた めに、3章の施策があるのですよね。

最初からこういうことをお聞きするのはどうかと思いますが、土地利用のこういった再考を通じて将来像を実現したいということと思いますので、3章の話もちょっとご説明いただけるとありがたいと思った次第です。

自分の専門としましては、「将来像3」の災害関係の話になります。全体としての流れでお聞きすることはあまりないものですから、治水対策がどのように進んだのか、それに伴って開発を進めますとか、それに伴って流出が増えますとか、そこについての抑制が十分できているか、といったところも併せて教えていただけるとありがたいと思います。他の部分でも恐らく同じような議論だと思います。ここで施策に挙げられているものがこうあって、だから、土地利用はこうなっているというような話で少しご説明いただけると、より施策が分かりやすくなるかなと思います。よろしくお願いします。

【会長】(小林潔司君) 非常に重要なポイントですが、今日ここでいろいるご意見をいただいてチェックをさせていただいたということにします。これは、次にアクションにつなげて、その段階で、ご担当の部局と相談しながら施策にフィードバックしていただきたいと思います。

【槇村委員】 私も面積ばかりいつも見ていてあまり全体像が見えないので、 むなしい会議と思っていました。ここではなく他の会議ですが。それで、PDCA をつくられたので、すごく素晴らしい会議かなと思って来させていただきまし た。

また、私も、多々納委員がおっしゃったように、何のために土地利用の計画をするのかという目指すところと関連付けないとなかなか効果というものが分からないと思っておりました。

先ほど、市街化調整区域の土地開発や、工場・農地跡地の宅地化という話がありましたが、非常に大きなトレンドで言えば、人口動態などの大きな変化の中で、ハード面も大きく変わってくるわけです。

例えば、宅地化をさらにそのようにしていくのか。この第3章の「将来像3」のところに、千里・泉北ニュータウンの再整備がございますけれども、現在、宅地として開発されているところでも、実際には宅地として利用されていない面積も結構あると思いますが、そういうことも勘案してトレンドを見ていく必要があるのではないかと思います。新たに開発するといいますか、現在、開発されているけれども利用されていないところとか、3章と具体的な数字とこの全体の数字と絡めて見ていかないと何が効果的であるかというのが分かりにくいと思います。大変な作業ですけれども、私はこのPDCAに大変期待して新

たに参加させていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

7 閉 会

【会長】(小林潔司君)

ありがとうございました。よろしいですか。それでは、本日報告しました内容に対していただいたご意見につきましては、これからのPDCA実施にかけるよう検討を進めていきます。それでは、これをもちまして平成23年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様、議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

午後2時35分閉会